優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施 (スクリーニング評価に準じた評価)

2 3 4

5

6

1

1. 目的

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に 係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存 在する。

7 8 9

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

111213

14

15

16

17

18

19

20

10

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがない とは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、 最新の有害性情報及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価 を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学物 質の指定根拠に追加することとする。

212223

(参考)優先評価化学物質の指定状況(令和1年11月22日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	8 6 物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	100物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物	3 7 物質
質	
優先評価化学物質の合計	223物質

2425

26

27

28

29

30

2. 評価方法

一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報(製造・輸入・出荷数量、用途) から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有 害性クラスのマトリックス(以下「優先度マトリックス」という。)において、 有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が 「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認めら れた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

31 32

33

評価の実施対象

平成30年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康影響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先評価化学物質への指定時期との関係で、平成30年度はまだ一般化学物質としての届出がされた物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できないため対象外とする。

6 7 8

9

1

2

3

4

5

暴露クラスの算出方法

スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スクリーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

101112

有害性クラスの算出方法

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

131415

優先度マトリックス

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

161718

専門家による選定方法

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

192021

3. 優先度判定案及び専門家による詳細評価

- 22 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質に相当すると 23 考えられる物質はなかった。
- 24 優先度判定案及び専門家による詳細評価については以下の通り。
- 25 評価対象物質の暴露クラス:資料4-2
- 26 人健康影響に関する優先判定案:資料4-3
- 27 生態影響に関する優先度判定案:資料4-4
- 28 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し: 資料 4 5
- 29 環境中濃度による詳細評価:資料4-6

30